

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法に基づく原価法により評価
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物、器具及び備品、車輛運搬具並びにソフトウェア一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金一期末要支給額を計上する。
  - ・賞与引当金 一翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、確定給付企業年金法に基づく京都社会福祉事業企業年金基金へ加入している。  
上記以外に独立行政法人福祉医療機構が社会福祉施設職員等退職共済法に基づき支給を行う退職金がある。

### 4. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)  
当法人は、1拠点で社会福祉事業を実施しているので、省略している。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)  
当法人は、1拠点で公益事業を実施しているので、省略している。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ・花ノ木医療福祉センター拠点区分(社会福祉事業)
    - 「本部」
    - 「病院」
    - 「施設」
    - 「通園事業」
    - 「児童発達支援事業」
    - 「短期入所事業」
    - 「相談事業」
    - 「地域生活支援事業」
  - ・花ノ木医療福祉センター拠点区分(公益事業)
    - 「喀痰吸引等研修事業」

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	377,063,470	59,255,460	0	436,318,930
建物	3,657,284,643	5,680,720	6,500,060	3,656,465,303
減価償却累計額	△1,708,263,748	△109,481,258	△6,459,260	△1,811,285,746
合計	2,326,084,365	△44,545,078	40,800	2,281,498,487

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

	帳簿価額
土地（基本財産）	333,369,186 円
建物（基本財産）	1,845,179,557 円
計	2,178,548,743 円

担保にしている債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	267,340,000 円
計	267,340,000 円

## 8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

## 10. 重要な偶発債務

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

リース取引関係

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース債務の内容

その他の固定資産

パソコン、LANディスク、サーバー及び複合機、歯科レセコンである。

利息相当額の各期への配分方法

未経過リース料の期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法を採用している。

退職給付引当資産、退職給付引当金

退職金制度が、平成27年10月1日 確定給付企業年金制度に移行したことに伴い、退職給付引当資産を、退職給付引当金と同額に調整し、平成27年度、平成28年度、平成29年度の3年間で取り崩すこととする。

（基金へ移行出来なかった職員の引当資産、引当金は退職時に取り崩す）

医療事業収益、医療事業収入、事業未収金

発生主義に基づく会計処理により、医療事業収入2月、3月診療分を、事業未収金に計上する。

計上額は、224,262,414円とする。